

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部都市経営戦略部
件名	令和5年度さいたま市公式魅力発信WEBサイト運用管理業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4さいたま市役所 外
契約締結日	令和5年7月25日
契約の相手方名	三谷コンピュータ株式会社
契約金額	2,970,000円
随意契約によること とした理由	<p>さいたま市のホームページ作成支援システムは、三谷コンピュータ株式会社が著作権を保有している。本業務は当該システム内のサブサイトにコンテンツを作成・更新及び公開するものであり、システムの著作権を保有している業者以外が履行することができない業務であるため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市無線LAN拡張に伴うNW作業(R5年追加分)
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年7月7日
契約の相手方名	ネットワンシステムズ株式会社 本社
契約金額	2,718,100円
随意契約によること とした理由	<p>令和4年度に本市職員の働きやすい職場環境整備の一環として導入した庁内無線LANであるが、令和5年度中に対象をさらに拡大する。本業務については一定のセキュリティを保持しつつさらなる無線LAN関係機器を安全に接続させるために、既調達「さいたま市情報通信基盤WAN機器賃貸借(H30更新分)」における情報通信基盤の一部の再設計及び機器の設定変更を行うものである。</p> <p>そのため、情報通信基盤の設計・構築・保守運用業者であるネットワンシステムズ株式会社本店以外の者が実施した場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、情報通信基盤及びこれを利用する全ての業務システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上により、本調達は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により同社を相手方として選定し随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件名	さいたま市学齢簿システム更改に伴うデータ抽出及び住記宛名連携対応業務
履行場所	さいたま市データセンター 外
契約締結日	令和5年9月1日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	3,333,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、現行学齢簿編成システムが新システムへ移行することに伴い、現行システムのデータ抽出、住民記録システムとの住記宛名の異動データを連携できるよう対応を行うものである。</p> <p>これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び知識を有している現行システムの開発業者でしか実現できない作業であり、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>